

平成29年度事業計画書

社会福祉法人上島町社会福祉協議会

平成29年度
上島町社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

社会福祉法人制度の抱える諸問題を整理し、法人組織の体制強化と法人運営における透明性の確保を行い、地域における公益的な活動の推進を行うことで、今後も社会福祉法人が福祉の重要な担い手として地域住民の期待に応える存在であり続けるための改革として、社会福祉法の改正が平成29年4月から施行されます。今後も福祉ニーズの拡大や、多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に対応するため、本会は柔軟に対応していく上で必要な基盤整備を行っていきます。

また、2025年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来すると言われています。今後ますます医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが大きく崩れることが予想されます。要介護者や介護サービスの増加に伴い、介護保険料も同様に増えていくことから、介護保険制度の改正により、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すための介護予防を推進する仕組みが本格的に始動します。本会では生活支援コーディネーターを配置し関係機関やサービス事業者およびボランティアや地域住民が連携して地域で支え合う、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施していくための取り組みを進めていきます。

第1期地域福祉活動計画で掲げた各地区の様々な課題についても新たな取り組みや評価を行い、本会をはじめ、関係機関・関係団体・自治会・ボランティアや住民と協働して「みんなで支え合う島 ふれあいのまちづくり」を目指します。

重点目標

- 1 社会福祉法の改正に伴う組織の基盤整備
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の円滑な実施
- 3 地域福祉活動計画の推進

1 法人運営事業

(1) 法人運営事業

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 社協会員募集
- ⑥ 役職員の研修会への参加
- ⑦ 職員研修の実施
- ⑧ 職員連絡調整会議、専門員会議、事業会議の開催

2 地域福祉推進事業

(1) 企画・広報事業

- ① 広報誌の発行
 - ・「社協だより」年4回発行
 - ・「社会福祉の架け橋」年8回発行
- ② かみじま福祉フェスタ2017の開催
- ③ ホームページの管理及び情報の公開

(2) 総合相談事業

① 一般相談事業

住民の抱える日常生活上の様々な相談に応じ、適切な助言・援助、関係機関への連絡・調整を行い福祉の増進を図る。(心配ごと相談所の開設)

② 生活困窮者自立相談支援事業(県受託事業)

積極的な訪問支援や地域ネットワークの働きかけにより、生活困窮者を早期に把握し、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥ったり、生活保護の適用を受けることにならないよう、相談員が本質的な課題解決に向けた支援活動を行う。また、離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住宅確保給付金」の支給を受けるための支援を行う。

③ 生活困窮者家計相談支援事業(県受託事業)

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

④ 生活福祉資金事業(県社協受託事業)

低所得者、障がい者及び高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、その経済的自立及び在宅福祉の促進と安定した生活を図る。

⑤ 臨時特例つなぎ資金貸付事業(県社協受託事業)

離職者で住居のない者に対し、公的貸付開始までの資金の貸付と必要な援助指導を行い、その経済的自立及び在宅福祉の促進と安定した生活を図る。

⑥ 福祉サービス利用援助事業

高齢者、障がい等判断能力が低下している方に、支援員が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの支援を行う。

⑦ 法人後見人事業

障がい等により物事を判断する能力が十分ではなく、援助が必要とされる要支援者で、家庭裁判所の審判で成年後見人等が必要であり、かつ、法人後見人が必要と認められた場合、要支援者の権利を擁護するための援助を行う。

(3) 地域活性化等事業

① 地区社協育成と連携の強化

② 福祉用具リサイクルサービス事業

家庭で使わなくなった福祉用具を提供する者とリサイクルを希望する者をコーディネートすることにより、福祉用具の有効活用を図る。

③ 福祉機器貸出事業

介護保険給付の対象とならない者、障がい者等に対し、本会が保有する車いす、歩行器等の福祉機器を一定の条件で無償貸与し、自立に向けた生活を支援する。

④ 地域福祉活動計画の推進

「みんなで支え合う島 ふれあいのまちづくり」を理念として、行政、関係機関・関係団体・ボランティア団体・自治会等と連携して、支え合いによる地域づくりに向けた第1期地域福祉活動計画を推進する。

⑤ ボランティア団体等の育成支援

(4) 共同募金配分金事業

① 赤い羽根共同募金運動(10月から12月)

地区住民、企業、学校等多くの人々の善意が、個別募金、設置募金など様々な方法により集められ、集まった募金の約半分は、上島町を良くするために使われます。残りは、広域的な課題を解決するために、県内の福祉施設や障がい者団体などの活動に使われます。

② 配分金事業

ア) 老人福祉関係事業

- ・生きがいつくり推進事業
- ・子どもと高齢者のふれあい交流事業(弓削地区)
- ・高齢者と子どものためのクリスマス会(魚島地区)

- ・ふれあいいきいきサロン
 - 魚島地区・・・2か所（週1～2回）
 - 弓削地区・・・3か所（月1～2回）
 - 岩城地区・・・2か所（月1回）
 - 生名地区・・・2か所（月1回）

イ) 障がい者福祉関係事業

- ・身体障がい者交流会

ウ) 児童福祉関係事業

- ・福祉教育推進事業（福祉体験学習）
- ・「かみじま郷土大楽」の実施
- ・少年式記念品の贈呈
- ・保育所卒園記念品の贈呈

エ) ボランティア関係事業

- ・ボランティア保険の加入促進
- ・ボランティア団体の育成支援

③ 歳末たすけあい募金運動（12月）

地域福祉活動の啓発や推進を目的として、各地区の民生児童委員の協力により街頭募金を行い、歳末たすけあい募金配分金事業に充当する。

④ 歳末たすけあい募金配分金事業（12月）

寄せられた街頭募金を財源として、町内の85歳以上の独居高齢者を対象に、民生児童委員の協力のもと、安心して新年を迎えられるよう見守り活動を行う。

3 介護保険サービス事業

(1) 上島町社協訪問介護事業所

① 訪問介護事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

② 介護予防訪問介護事業

要支援1・2と判定された者と利用契約を締結し、ホームヘルパーが利用者の居宅において介護予防を目的として、介護その他の必要な日常生活上の支援を行う。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う。

④ 生活支援ホームヘルプサービス事業（町受託事業）

基本的な生活習慣が欠如し、社会参加が困難である介護給付の対象とならない高齢者等に対しホームヘルパーを派遣し、日常生活に対する指導及び支援を行い、要支

援・要介護状態への移行を予防する。

(2) 上島町社協居宅介護支援事業所

① 居宅介護支援事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、介護保険サービスを利用する者の居宅介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等のケアマネジメントを行う。

② 介護予防居宅介護支援事業（町受託事業）

上島町地域包括支援センターから委託された要支援1・2等の者の介護予防プランを作成し、適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡調整を行う。

(3) 上島町社協（生名・岩城・弓削）通所介護事業所

① 地域密着型通所介護事業

要介護1以上と判定された者と利用契約を締結し、施設において利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話、機能訓練などのサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

② 介護予防通所介護事業

要支援1・2と判定された者と利用契約を締結し、施設において介護予防を目的として送迎、入浴、レクリエーション等のサービスを提供することにより、日常生活動作の維持・向上を行う。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行う。

④ 生きがい活動支援通所事業（町受託事業）

家に閉じこもりがちな介護給付の対象とならないひとり暮らしの高齢者等に対し、通所介護サービスを提供することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

⑤ 運営推進会議の開催

地域との連携・交流を図りサービスの質の確保を図ることを目的として、事業所の管理者、利用者、利用者の家族、民生児童委員等で構成する運営推進会議を年2回開催する。

4 障害福祉サービス事業

(1) 上島町社協特定相談支援事業所

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの受給資格を有する障がい者と利用契約を締結し、サービス等利用計画を作成し、適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡調整を行う。

(2) 上島町社協居宅介護事業所

① 居宅介護事業

障害福祉サービスの受給資格を有する障がい者等と利用契約を締結し、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

② 重度訪問介護事業

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする障害福祉サービスの受給資格を有する方と利用契約を締結し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

③ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等について、移動支援の支給決定を受けた者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すための支援をする。

5 生活支援体制整備事業（上島町受託事業）

生活支援コーディネーターが日常生活上の支援が必要な高齢者等に対し、住み慣れた地域で生きがいを持ち在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。

6 指定管理事業（公益事業）

(1) 施設の管理運営

指定管理者制度による上島町の条例及び協定書に基づき、次の施設の管理運営を行う。

- ・ 上島町生名デイサービスセンター（上島町生名 2 1 3 3 番地 3）
- ・ 上島町岩城高齢者生活福祉センター（上島町岩城 2 2 3 9 番地）
- ・ 上島町弓削高齢者生活福祉センター（上島町弓削上弓削 1 9 0 7 番地 1）

(2) 高齢者居住事業（公益事業）

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供すること

により、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。

- ・ 上島町岩城高齢者生活福祉センター
- ・ 上島町弓削高齢者生活福祉センター

7 福祉有償運送事業（公益事業）

要介護者及び身体障がい者等で単独で公共交通機関を利用することが困難な者を対象に、タクシー料金の半額程度の利用料で社会参加の機会の確保や日常的な外出支援等を行う。

8 その他の活動

（1）日本赤十字社の会員募集（5月）

日赤奉仕団、地区委員等の協力を得て、会費の拠出をお願いし、集められた会費は国際救援、災害救護、医療事業に役立てられます。

（2）日本赤十字各種講習会の開催

日赤より講師を招き、救急法・幼児安全法・健康生活支援・水上安全法講習会等を各地区で開催し、日本赤十字運動への理解と促進を図る。